

荒川フェスティバルフリーマーケット出店者募集

時5月9日(土)午前10時〜午後2時
場荒川桜つつみ河川公園園前荒川河川敷 定40店(先着順)
料1店舗500円(当日現地でお支払いいただきます) 申3月2日
13日に来店申込書と誓約書(河川課で配付、市ホームページでも取得可)を河川課窓口へ
※ファクス・郵送不可。
問河川課☎525-3756

統計調査員募集

市内では、国勢調査や労働力調査など、各種統計調査の調査員として活動していただける方を募集しています。登録後、統計調査が実施される際に、調査地域などを考慮の上、調査への従事を依頼します。登録を希望される方はお問い合わせください。
問情報政策課☎525-3771

花のまちチャレンジガーデン第15期メンバー募集

花で飾られているお庭や玄関、店先などを一般の方に公開し、地域の皆さんとの交流を楽しんでいただける方を募集 申令和2年9月30日(水)まで(当日消印有効) 対市内在住の個人、団体、店舗、企業など
※詳しくはお問い合わせください。
問公園緑地課☎525-3737

国・県などからのお知らせ

催し ふくしま就職ガイダンス 無料

時3月5日(木)午前10時〜午後5時
場ビックパレットふくしま
県内に就業場所があり、参加対象学生などを正社員として採用する計画のある事業所の企業説明会を開催します。
※詳しくはお問い合わせください。
対令和3年3月に大学などを卒業予定の方、平成30年3月以降に大学などを卒業(修了)された方
問福島労働局職業安定課☎529-5396

暮らし 改正 福島県特定(産業別)最低賃金

次の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)
○輸送用機械器具製造業 869円(令和元年12月15日発効)
○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・同部品・眼鏡製造業 867円(令和元年12月14日発効)
○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 833円(令和元年12月22日発効)
○自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く) 867円(令和元年12月21日発効)
○非鉄金属製造業 865円(令和元年12月28日発効)
※これらの業種であっても、最低賃金(798円)が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。
問福島労働局賃金室☎536-4604

暮らし 回優保護法に基づく優待等を受けた者に対する時給支給等に関する法律に基づく時給の支給について

平成31年4月24日に成立した「旧優生保護法に基づく優生手給等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、国では、優生手給等を受けられた方に一時金(一律30万円)を支給しています。県では、対象となる方からの一時金の請求や相談などを受け付けるために「旧優生保護法に関する相談窓口」を設置しています。

相談 不動産鑑定士による不動産の無料相談会

時4月4日(土)午前10時〜午後3時
場コラッセふくしま 講当協会所属の不動産鑑定士 持ご相談になりたい物件の地図、公図、登記事項証明書などがあれば※事前予約不要。
問(公社)福島県不動産鑑定士協会☎024-931-4360

募集 自衛官募集

※詳しくはお問い合わせください。
問県保健福祉部こども未来局子育て支援課☎521-8294

募集種目①一般幹部候補生②歯科・薬剤科
応募資格①大卒程度試験・22歳以上26歳未満の方
院卒者試験・修士課程修了者など(見込み含む)で、20歳以上28歳未満の方②歯科・薬剤科・専門の大卒(見込み含む)で、20歳以上30歳未満の方(薬剤科は20歳以上28歳未満の方)
受付期間/5月1日(金)まで(必着)
問自衛隊福島募集案内所☎545-7995

令和2・3年度 市政ネットモニター募集中

インターネットを利用した市政に関するアンケート調査に協

春の全国火災予防運動 時3月1〜7日 内全国統一防火標語「ひとつずつ いいね!」を確認 火の用心!

春は空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災が発生しやすい季節です。火災から大切な生命・財産を守るため、住宅用火災警報器の設置や維持管理を行い、火災予防に取り組みましょう。
問予防課☎534-9103

対市内に居住または通勤通学する18歳以上でインターネット・電子メールの利用が可能な方 申パソコンまたはスマートフォンなどから市ホームページで

経過措置期間(猶予期間)が、今月末で終了します。加工食品や添加物を製造・販売などされる事業者の皆さんは、今月中に新しい食品表示制度に基づく表示への切り替えをお願いします。詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。
問①添加物、アレルゲンなどに関すること/市保健所衛生課☎597-6358
②栄養成分表示などに関すること/市保健所健康推進課☎573-4384
③原材料名、原料原産地名などに関すること/県北農林事務所企画部指導調整課☎521-2597

暮らし 暮らし



3月1日から受付開始 市民交通災害共済

内交通事故だけがをした場合、入院実日数に応じて見舞金をお支払いする制度です。万が一の交通事故に備えて加入しま

新しい食品表示制度への経過措置期間は令和2年3月31日まで

経過措置期間(猶予期間)が、今月末で終了します。加工食品や添加物を製造・販売などされる事業者の皆さんは、今月中に新しい食品表示制度に基づく表示への切り替えをお願いします。詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。
問①添加物、アレルゲンなどに関すること/市保健所衛生課☎597-6358
②栄養成分表示などに関すること/市保健所健康推進課☎573-4384
③原材料名、原料原産地名などに関すること/県北農林事務所企画部指導調整課☎521-2597

4月から市税等がスマートフォンで納付できます

スマートフォン決済アプリを利用することで「いつでも」「どこでも」簡単に市税等の納付ができます。 問納税課 ☎525-3717

【対象となる税目】
■市・県民税(普通徴収) ■固定資産税・都市計画税 ■軽自動車税 ■国民健康保険税

【利用できるスマートフォンアプリ】
■LINE Pay(請求書支払い) ■Pay B ■Pay Pay(請求書払い) ■支払秘書

【必要なもの】
■納付書 ■スマートフォン
※あらかじめ各アプリをダウンロードし、必要事項を登録する必要があります。

【納付手順】
アプリで納付書に印字されているバーコードを読み取る → 支払い内容を確認し、支払いボタンを押す → 支払い完了画面が出力は支払い終了

注意点や詳細については市ホームページをご覧ください。

携帯電話のトラブルに注意!

3月は初めて携帯電話やスマートフォンを持った若年者のトラブルが多発する時期です。トラブルが起きたり対処法が分からない場合は、すぐに消費生活センターまでご相談ください。

- ①高額請求 通信量が増えると高額な料金が発生する場合があります。契約しているサービス内容や料金プランを確認しましょう。
- ②架空請求 身に覚えのない利用料の請求メールが届いたり、サイト閲覧中に突然請求が表示される場合があります。心当たりがなければ無視しましょう。
- ③無料ゲーム 「無料」と思っていたオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気付かずに購入してしまったため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが発生しています。内容をよく確認して利用しましょう。
- ④有害サイト 出会い系サイトだけでなく、SNSやゲームサイトなどでも子どもが性的被害を受けるケースが増えています。フィルタリングサービスを利用し、危険なサイトは閲覧しないようにしましょう。
- ⑤中傷・炎上 携帯電話はコミュニケーション手段の一つです。節度とマナーを守り、SNSなどで倫理に反することや、相手を傷つけるような書き込みをしてはいけません。

問消費生活センター ☎522-5999